

意見内容	区の方考え方	計画本文の修正箇所
<p>【主旨】保健所で飲食店の営業や移動販売車の許可を出す時や、行商の届出を受け付ける時に、公道上で弁当販売やキッチンカーの営業をすることは、警察に使用許可をもらう必要がある行為で、使用許可を取らずに販売行為をすることは違法行為であり、営業をするなら私有地をレンタルする必要があることを指導してほしい。</p> <p>【詳細】公道上での販売行為は、道路交通法においては「露店」とみなされる行為のため、警察から使用許可をもらう必要があります。しかし、警視庁では、お祭りなどの祭事でない限り、弁当販売に道路使用許可は出さないため、実際は路上では販売することができず、違法行為となります。(道路交通法 77 条 1 項 3 号違反) 違反切符で済むものではなく、前科がつく犯罪行為です。しかし東京都内で、公道を勝手に使用した弁当業者やキッチンカーをよく見かけます。違法であると知りながらやっている人もいますが、中には食品衛生法と道路交通法の区別がつかずに、「移動販売車」の許可をもらっている、「行商」の届出をしているから、道路で販売しても良いと勘違いしている人がいます。保健所が営業許可を出すタイミングや食品衛生責任者講習などで、一言そういった説明をしていただければ、知らずに違法行為をする人を減らせるのではないかと思います。食中毒や衛生に直接関わることではないので、食品衛生監視指導計画と少し論点がずれてしまうかもしれませんが、ご検討よろしくお願いいいたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、食品の調理・販売を行う際には、食品衛生法に基づく営業許可・届出や衛生管理の遵守に加え、道路交通法をはじめとする関係法令を遵守する必要があります。事業者がこれらの法令を正しく理解し、適切に遵守することは重要であると認識しております。</p> <p>当区では、行商や自動車による営業の許可・届出を受け付ける際、営業場所によっては関係機関または土地所有者の許可が必要になることを事業者へ説明しております。いただいたご意見も踏まえ、今後とも道路交通法を含む関係法令の遵守が求められる旨について、事業者の理解促進に努めてまいります。</p> <p>なお、食品衛生監視指導計画は、食品衛生法等に基づき、区民の食の安全を確保するために、食品衛生に関する監視・指導を計画的かつ効果的に実施することを目的として策定するものです。そのため、今回いただいたご意見の内容は同計画の対象範囲外であるため、計画本文には直接的な記載を盛り込んでおりません。しかしながら、ご提案の趣旨は関係法令遵守の観点から重要であるものと受け止めております。</p> <p>このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p>	<p>なし</p>

意見内容	区の考え方	計画本文の修正箇所
<p>まとめていただいたのはとても嬉しいのですが、もう少し色々な人が見やすいと良いのではないかと思いました。ネットからでも見る事ができたら嬉しいです。</p>	<p>ご指摘の「より多くの方が見やすい形での提供」については、区としても重要な視点であると認識しております。本計画につきましては、目黒区総合庁舎本館 6 階の生活衛生課窓口での閲覧に加え、目黒区公式ウェブサイトにおいても公開しており、インターネットを通じてご確認いただくことが可能です。今後とも、区民の皆さまにとって、より分かりやすく利用しやすい情報提供となるよう、引き続き改善に努めてまいります。</p> <p>このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p>	<p>なし</p>